

条件付き一般競争入札実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、南那須地区広域行政事務組合（以下「組合」という。）が行なう条件付き一般競争入札の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 本要領の対象となる入札は、那須南病院医療ガス設備供給元更新工事に関する入札とする。

(入札公告)

第3条 組合長は、第2条に掲げる入札を執行する場合においては、次に掲げる事項を公告するものとする。

- (1) 入札に付する工事名及び工事場所等
- (2) 入札に参加する者に必要な要件
- (3) 入札参加申込等
- (4) 入札執行時期等
- (5) その他必要な事項

2 前項の公告は、組合の掲示板及びホームページへ掲載することとする。

(入札参加資格)

第4条 条件付き一般競争入札に参加できる者は、公告日現在で、組合又は構成市町の令和5・6年度入札参加有資格者名簿に登録された者で、次に掲げる要件を満たしていることとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、組合の入札参加制限を受けていない者であること。
- (3) 栃木県及び組合（当組合の構成市町を含む。）の指名停止期間中でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 県内に建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定に基づく本店、支店または営業所等があること。
- (6) 工事業種は、管工事業の許可を受けていること。
- (7) 過去10年以内に、病院又は医療施設における医療ガス設備工事（改修工事を含む。）の施工実績を有している者であること。

(入札参加手続等)

第5条 入札に参加を希望する者は、条件付き一般競争入札参加資格確認申請書（様式第

1号。以下「資格確認申請書」という。)を入札公告に示す期日までに提出すること。なお、前条第7号に掲げる資格については、契約書の写し又は取引実績を証明する書類により確認するため、資格確認申請書とともに提出するものとする。

2 入札執行者は、前項の規定により資格確認申請書等が提出された場合は、入札参加資格の審査を行い、その結果を条件付き一般競争入札参加資格確認通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(入札手続)

第6条 入札に参加しようとする者は、南那須地区広域行政事務組合財務規則(以下「組合財務規則」という。)で定める入札書(組合財務規則 様式第36号)を1件ごと作成し、入札公告において示された日時までに所定の場所へ出頭して提出しなければならない。この場合において、出頭した者が代理人であるときは、その代理権を有することを証する委任状(組合財務規則 様式第37号)を提出しなければならない。

2 入札書の商号又は名称、代表者の氏名は必ず記載すること。なお、代表者印の押印に代えて、委任状(組合財務規則 様式第37号)により委任された者(代理人)の氏名及び使用印鑑により記名押印された入札書についても有効とする。いずれの場合も商号又は名称、代表者の氏名の記載がない入札書及び代表者印又は委任状による代理人使用印がない入札書は無効とする。

3 入札書は、入札者の氏名(法人にあつては名称及び代表者の氏名)を記載した封筒に入れ、封をとじて提出する。

4 入札回数は1回までとする。

5 入札書に記載する入札金額は、消費税相当額を除いた額とする。

6 入札に際し、入札書と共に入札金額に対応した工事内訳書(様式は任意とする。)を提出すること。工事内訳書は、別紙「設計書」の「工事費内訳」及び「科目別内訳2」と同項目とし、記載内容は金額等を明らかにしたものとする。

7 当日指定された場所、時刻に到着しない場合及び南那須地区広域行政事務組合建設工事等執行規則第8条の各号のいずれかに該当する場合は、その入札を無効とする。

8 入札者が入札を辞退するときは、入札の執行前にあつては入札辞退届(様式第3号)を、入札の執行中にあつては入札辞退届又はその旨を明記した入札書を提出することによりその旨を申し出るものとする。

9 入札者(代表者及び代理人)は、入札当日の受付時に本人であることを証明するため、運転免許証等を提示すること。なお、入札者本人の個人印を持参すること。

10 入札書の様式・寸法については、南那須地区広域行政事務組合財務規則で定められているので、必ず定められた様式・寸法で入札すること。

(その他)

第7条 この要領に定めのない事項は、地方自治法、同施行令、組合財務規則及び関係法令の定めるところによる。